

# 平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

## 《要件について》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
1	共通	申請可能である設備を具体的に教えてください。	対象設備は指定していません。 公募要領の要件を満たしている設備を対象としています。 なお、トップランナー制度対象機器を導入する場合は、基準エネルギー消費効率を満たす必要があります。 (P.17(区分Ⅰ)、P.25(区分Ⅱ)、P.32(区分Ⅲ)参照)
2	共通	1申請で複数の設備を申請できますか。	1申請で複数の省エネルギー設備を申請することは可能です。
3	共通	中小企業しか申請できないのですか。	中小企業以外の事業者も申請可能です。(P.9参照)
4	共通	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条に準じて定義しています。 中小企業に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書等より従業員数と資本の額等で確認します。 医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、地方自治体等は中小企業に該当しません。(P.43参照)
5	共通	中長期計画とは何ですか。	エネルギー消費原単位又は、電気需要平準化評価原単位を、中長期的(3～5年)にみて年平均1%以上低減させる事を目標として作成する、中長期的な設備投資計画です。
6	共通	中長期計画の提出が必要な企業体は何ですか。	会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)は、中長期計画の提出が必要となります。 ただし、中小企業の場合は、中長期計画の提出は、必要ありません。
7	共通	特定事業者でなく、中小企業でもない会社で申請したいのですが、中長期計画の提出は、必須ですか。	会社法上の会社であれば提出は、必須になります。 添付7別紙中長期計画書の様式に記入の上、ご提出ください。
8	共通	省エネ法に基づく、中長期計画書を提出済みなのですが、添付7別紙に計画を記入して提出しても良いのですか。	特定事業者は、省エネ法に基づく中長期計画書に今回申請している補助事業に該当する部分に印を付して提出してください。
9	共通	中長期計画書はいつの時点のものが有効ですか。	原則、最新の中長期計画書が有効となります。平成28年度分提出前の事業者は平成27年度分、提出済みの事業者は平成28年度分が有効です。 ただし、H28年度分の中長期計画に設備更新案件を計画しており、本事業の申請までに経産局の受領印が間に合わない場合には、SIIへご相談ください。
10	共通	中長期計画への記載内容は、補助金申請の対象となる全ての設備の記載が必要なのか。それとも、主な設備のみ記載されていればよいのか。	主な設備が記載されていれば問題ありません。
11	共通	特定事業者ですが、電気需要平準化に係る取組みが中長期計画に記載されていない場合、どのように申請すれば良いか。	電気需要平準化に係る取組み(ピーク対策)を実施する場合はSII指定の中長期計画の様式に記載し、提出してください。
12	共通	トップランナー制度とは何ですか。	製品を指定し、その時点で最も消費電力量や燃費水準等が優れた製品を参考に数値基準を定め、製造事業者・輸入業者に対し、販売する製品が目標年度までに当該基準を満たすことを求める制度です。 (現時点での対象は28品目)
13	共通	トップランナー制度対象機器には、どのようなものがありますか。	公募要領P.23、「補足⑤ トップランナー制度対象機器」を参照してください。 ※詳細は、下記トップランナー制度説明資料をご参照ください。 (参考) <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/toprunner2015j.pdf#search=トップランナー機器一覧">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/data/toprunner2015j.pdf#search=トップランナー機器一覧</a>

# 平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	III エネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
II ピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分 I ~ III に共通する質問
14	共通		トップランナーの基準は、目標年度到達前も満たす必要がありますか。 目標年度到達前の基準を満たす必要はありません。なお、過去の目標年度基準が2つ以上ある場合、より直近に設定されている基準を満たしてください。
15	共通		LEDダウンライト導入の場合、電球はトップランナー基準を満たす必要ありますか。 LED電球は、2017年度がトップランナー基準の目標到達年度であり、本年度は目標年度到達前の為、トップランナー基準を満たす必要はありません。
16	共通		ポンプやファンなどの装置に組み込まれているモーターもトップランナー基準を満たす必要ありますか。 モーターを単体で導入する場合のみトップランナー基準を満たす必要があります。組込装置の内部モーターはトップランナー基準を満たす必要はありません。

## 《要件について》

17	共通	医療法人、学校法人、地方自治体は申請できますか。	申請可能です。
18	共通	非営利法人(NPO法人等)や組合も申請できますか。	法人として登記されていれば、申請可能です。
19	共通	個人事業主で白色申告者なのですが、補助対象事業者となりますか。	白色申告者は補助対象者となりません。
20	共通	個人事業主で、インターネットから青色申告を行っており、税務署の受領印がないがどうすればよいですか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び、電子申告完了報告書(印刷・出力したもの)を提出してください。
21	共通	「省エネルギー数値目標を明確にした計画(環境自主行動計画等)」を策定していませんが、申請は可能ですか。	申請可能です。 なお、評価項目の1つとしています。
22	共通	「平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」との併用は可能ですか。	同一事業所への併用は原則認められません。 ただし、補助対象設備範囲が明確に区別でき、計画省エネルギー量及びその成果報告が明確に区分できる場合は申請可能ですが、必ず事前にSIIへ相談してください。
23	共通	本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用は可能ですか。	本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできません。ただし、生産性向上設備投資促進税制との併用は可能です。
24	共通	申請時の要件のうち、省エネルギー率1%以上については、機器単体で満たせばよいですか。	機器単体での省エネ率ではありません。 工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量に対して、省エネルギー率が1%以上を満たす必要があります。(P.21参照)
25	共通	設備の置き換えにより生産量が増加する場合の省エネルギー計算はどうしたらよいですか。	生産量が増加する計画である場合、設備導入前の生産量から変化しない場合を仮定して、エネルギー使用量を計算してください。
26	共通	既設の建物を取り壊して、建て直した建物で事業を行いたいのですが、可能ですか。	既設の工場・事業場等を廃止して、工場・事業場等を新設する場合、既設設備と置き換え設備の対応とエネルギー計算の説明が明確であれば補助対象となります。 なお、その場合、建屋は対象外となります。
27	共通	設備の置き換えの場合、既設設備の廃棄は直ちに行わなければならないのですか。	導入と同時に廃棄できない場合、理由等について事前にSIIIに相談してください。 基本的には、廃棄予定である設備について、事業期間中に配管等を完全に切り離す等の措置をとるのであれば、廃棄と認められます。 その場合、事後に廃棄した結果をSIIIに報告いただくことがあります。
28	共通	年度あたりの1事業の補助金上限額が設定されているが、複数年度にわたる事業の場合、事業全体でも1事業あたりの補助金上限額が設定されていますか。	1事業につき年度あたり20億円(複数事業者間で行う工場間一体省エネルギー事業の場合は、1事業につき年度あたり30億円)、複数年度にわたる事業の場合、事業全体で1事業あたり50億円が設定されています。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問
29	I省エネ 「省エネルギー率1%以上、又は省エネルギー量500kI以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kI以上」とありますが、いずれかが満たされていれば問題ありませんか。	いずれかが満たされていれば結構です。 ただし、申請した省エネルギー量等は必ず達成する必要があります。 (P.7 P.8 P.17参照)	
30	I省エネ 「補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮した省エネルギー量が200kI以上」とはどういう意味ですか。	「省エネルギー量500kI以上」の要件に満たない省エネ投資であっても、置き換える設備の法定耐用年数を考慮した場合、1千万円当たりの省エネ量が200kIを超える場合に対象となります。  (例)省エネルギー計算で省エネルギー量300kI/年、法定耐用年数10年、投資額1億円(補助対象経費)の場合 $300kI \times 10年 \div 10(千万円) = 300kI/千万円 \geq 200kI$	

《事業内容について》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
31	共通	小規模な事業でも申請可能ですか。	補助金額100万円以上の事業であれば、申請可能です。
32	共通	複数年度申請は可能ですか。	可能です。
33	共通	本年度、同じ事業場内で、2つの設備の省エネルギー事業を検討していますが、2申請に分けて、今回の公募に同時に提出してよいですか。	同じ年度に同じ事業場内で、2申請に分けての応募はできません。 1つの申請として提出するか、翌年度以降に公募があれば、そちらに分けて提出してください。 なお、翌年度以降に分けて応募する際、それぞれの申請(設備・システム等)が独立して申請可能な状態かどうか不明な場合は、SIIIに相談してください。
34	共通	すでに着工している事業も対象となりますか。	対象となりません。(P.12参照)
35	共通	補助対象設備が他の補助金を受けている場合でも対象となりますか。	本補助金の補助対象となる設備に対し、財源が国庫より出ている他の補助金を受ける場合は、当該設備を補助対象とすることはできません。(P.12参照)また、自己資金分(2/3又は1/2)を融資で調達する場合、国庫による利子補給制度も利用できません。
36	共通	地方自治体の補助金を受けた設備の申請はできますか。	地方自治体独自の財源の補助金であれば申請できます。 ただし、地方自治体の補助金で規制されていないか確認してください。
37	I省エネ	照明を既設のものより明るい照明に換えたいのですが、可能ですか。	可能です。明るくすることが必要である説明を申請書に記載してください。設備が設置される場所ごと、効果が及ぶ範囲ごとに消費エネルギーが小さくなっていることが必要です。
38	共通	見積依頼時にメーカーの指定はできますか。	メーカーの指定はできません。仕様の指定のみ可能です。
39	共通	交付決定前に3者見積りを取りたいが、可能ですか。	公募開始日(予告は除く)以降、可能です。 但し、発注は交付決定日以降に行ってください。
40	共通	競争見積は、2者でもよいですか。	SIIが競争入札によることが著しく困難または不相当であると判断できる場合を除いては、原則3者以上の競争見積・競争入札により発注先を決定する必要があります。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問
41	共通	「レンタル」契約でも申請可能ですか。	原則、レンタル契約での申請はできません。
42	共通	「割賦」契約でも申請可能ですか。	リースを利用する場合、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、2社間で割賦取引とすることは可能ですが、補助事業に係る全ての支払いは「現金払い(金融機関による振込)」となりますので、割賦での支払はできません。 (P.13(リースを利用する場合)、P.41(支払い条件)参照)
43	共通	リースの契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか。	可能です。 なお、法定耐用年数期間内に導入設備を処分等する場合は、予め財産処分申請が必要となります。すみやかにSIIIにご相談ください。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

《事業内容について》

44	共通	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を行い、設備所有者の単独申請を行うことは可能です。その場合、ESCO事業者は申請者に含めることはできませんので、設備所有者が責任をもって運用管理する必要があります。
45	共通	法定耐用年数はどのようにして調べられますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。 (参考) <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F03401000015.html</a>
46	共通	圧縮記帳はできますか。	様々なケースが考えられますので、詳しくは最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。
47	共通	当初計画の事業完了日までに事業が完了しない場合、どうしたらよいですか。	事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIIにご相談ください。
48	I省エネ	導入する設備の能力・出力が、置き換える前の旧設備の能力・出力を超えてもよいですか。	その能力・出力が必要な理由を説明するとともに、設備置き換え前後の稼働条件(生産品の数量、設備の稼働時間等)を明示し、当該条件を考慮した使用エネルギー量が、置き換え前後で比較して省エネルギーとなっていれば、設備の能力・出力が増加してもかまいません(ここで明示された導入後の稼働条件が実績報告時の基準となります)。設備の置き換えの対応関係が一對一でないケース(設備の集約や分散等)は、個別に説明をしていただく必要があります。
49	共通	原油換算表は、昼と、夜の電力使用量を分けて記載する様になっているが、電力の使用量が昼間と夜間で分かれていない場合はどうすればいいですか。	電力会社の請求書を見てもわからない場合は、すべて昼間の電力としてください。
50	共通	自家発電設備の更新は補助対象となりますか。	自家発電設備は、原則、売電量の増えないものを補助対象とします。ただし、売電量または供給先が増える場合であっても、自家消費分が5割以上である場合に限り、発電設備に係る補助対象経費(設備費)の1/2を補助対象経費として補助します。なお、自家消費分が5割を下回った場合、補助金の返還となる可能性があります。(P.11参照)

# 平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

Ⅰ 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲ エネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱ ピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

## 《申請方法について》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
51	共通	エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いのですが、「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出したらよいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されている)などを提出してください。 その1年分の積算が「年間エネルギー使用量」となります。(P.54(添付1備考)参照)
52	共通	年間エネルギー使用量は、自社の事業年度設定期間でよいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)の一年間で算出してください。 エネルギー管理指定工場は、平成26年度の定期報告書を使用しても構いません。(P.21参照)
53	共通	燃料評価単価とは何ですか。 「燃料評価単価算出根拠(添付1)」とは、どのような内容の書類になりますか。	・燃料評価単価(円/kI) = (ガス代 + 電気代 + 重油代 + ...) / (ガス使用量kI + 電気使用量kI + 重油使用量kI + ...)となります。 ※分母の使用量は原油換算したkIとしてください。 ・燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)の1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類です。
54	共通	設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	業務ビル・商業施設など、設備を設置する事業所の持ち主と、設備の持ち主が異なる場合に必要となります。 「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、事業所の持ち主が承諾する書類になります。 自社事業所内に設備を設置する場合などは、提出する必要はありません。(P.13参照)
55	共通	アカウント登録が締切までに完了していれば申請できますか。	アカウント登録のみでは申請とは認められません。 必ず締切までに申請書類一式をSIIIにお送りください。(P.38(公募期間について)、P.55(書類提出と締切)参照)
56	共通	事業者法人等番号とは何を指しますか。	商業登記簿謄本の左上に記載されております各企業ごとに保持しているユニークな12桁の数字になります。 なお、国税庁の法人マイナンバー(13桁)とは異なります。
57	共通	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	構いません。 ただし、代表者が替わった際に「代表者変更届」の提出を速やかにお願いします。
58	共通	公募要領にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されますか。	「省エネ量」というような一つの項目のみに基づき審査するのではなく、評価項目全般に基づき総合的に評価することとなります。 なお、実際の審査については、関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択者を決定します。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

《Ⅱピーク対策(電気需要平準化対策設備・システム導入支援)について》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
59	Ⅱピーク対策	「ピーク対策効率率5%以上、又はピーク対策効果量1900千kWh以上、又は補助対象経費1千万円あたりの耐用年数を考慮したピーク対策効果量800千kWh以上」とありますが、いずれかが満たされていれば問題ありませんか。	いずれかが満たされていれば問題ありません。ただし、申請したピーク対策効果量は必ず達成する必要があります。(P.25参照)
60	Ⅱピーク対策	「増エネとならないこと」とはどういうことでしょうか。	省エネルギー効果(原油換算)において、電気需要平準化評価係数(1.3倍)を加味して、工場・事業場等全体のエネルギー使用量の事業前後を比較して、「増エネルギーとなっていないこと」を指します。(P.28参照)
61	Ⅱピーク対策	(区分Ⅱにおいて)コジェネを新設したいのですが対象になりますか。	対象となります。
62	Ⅱピーク対策	「自家発電等」には、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーによる発電も含まれますか。	含まれません。 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第22号)第4条に定める再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備は対象外です。(P.25参照)

《Ⅲエネマネ(エネマネ事業者を活用する場合)について》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ	
63	Ⅲエネマネ	(申請パターンD、E、F、Gで申請する場合において)申請を行うには、どのような要件を満たす必要がありますか。	詳しくは、公募要領の7ページ(申請パターン)、8-9ページ(申請可能要件一覧)、31ページ(区分Ⅲ補助対象事業)を参照ください。	
64	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者に申請代行を依頼せず、申請者自身で申請してもよいですか。	区分Ⅲを含む事業(申請パターンD、E、F、G)は、必ずエネマネ事業者が申請を代行する必要があります。サービス契約を行うエネマネ事業者に依頼してください。	
65	Ⅲエネマネ	3者見積を、エネマネ事業者に取りまとめてもらってもよいですか。	3者見積は申請者自身が取りまとめる必要があります。	
66	Ⅲエネマネ	計測(電力)	電力以外の項目について、請求書等を手入力で反映してもよいですか。	構いません。計測が困難な項目、および使用量が少ない項目については、請求書等のエビデンスからの手入力も想定しています。
67	Ⅲエネマネ	計測(電力)	ガスを計量する場合、30分単位で計量が必要ですか。	ガスを計量する際、粒度は指定しません。
68	Ⅲエネマネ	計測	区分Ⅰ、Ⅱの補助対象設備、EMSの制御対象設備以外の設備を計測する場合の計測器は、補助対象外ですか。	エネルギー管理支援サービスに資する計測であれば、補助対象とします。
69	Ⅲエネマネ	見える化(電力)	電力量消費の表示はリアルタイムである必要がありますか。	計測から表示までの時間は特に規定しておりませんが、通常は30分値計測後30分以内に表示されることが望ましいと考えております。
70	Ⅲエネマネ	見える化(電力以外)	ガス、油等の数値について、画面上の表示欄はなく、紙の月次報告書上でもよいですか。	ガス、油などの月次使用量と、それらを合算した事業場全体のエネルギーの月次使用量は画面上に表示欄が必要です。
71	Ⅲエネマネ	制御	区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備は必ず制御しなければならないですか。	区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備を制御することは、必須要件ではありません。制御する機器は、省エネ効果や事業場の状況によりご判断ください。
72	Ⅲエネマネ	制御	事業所の手動操作による省エネ量は申請時の計算に含めてよいですか。	申請時の省エネルギー計算に含めることはできません。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

《Ⅲエネマネ(エネマネ事業者を活用する場合)について》

73	Ⅲエネマネ	制御	EMSによる制御履歴は記録しなければなりませんか。	制御履歴は、電子記録で保存してください。
74	Ⅲエネマネ	制御	アンサーバックとは何ですか。	EMSからの制御出力(停止・復帰等)に対して対象設備が応答したかを確認する機能をいいます。
75	Ⅲエネマネ	コンソーシアム	エネマネ事業者以外からのEMS購入や、工事依頼することはできますか？	エネマネ事業者以外からEMS購入や工事を実施することはできます。ただしエネルギーサービス契約はエネマネ事業者と行い、EMSはSⅢに登録されているもので、エネルギー管理支援サービスを行うエネマネ事業者が性能を担保したものに限ります。
76	Ⅲエネマネ	補助対象範囲	見える化装置としてスマートフォンは対象になりますか。	見える化装置としてスマートフォンやタブレットを使用しても構いませんが、通常他の目的でも使用されるため原則、補助対象になりません。また補助対象としてPCは認めています専用用途のもので、償却資産登録するものに限ります。
77	Ⅲエネマネ	補助対象範囲	EMS用のUPSは補助対象外ですか。	停電時の短時間対応のためのUPSについては対象となります。ただし、EMS専用用途に限ります。
78	Ⅲエネマネ	導入契約	EMSと省エネ設備を同じ会社から買うことになった場合、一本の導入契約にまとめてもよいですか。	EMSは登録されたシステムからの選択、省エネ設備は三者競争入札になりますので、別々に契約する必要があります。
79	Ⅲエネマネ	デマンド対応要請	SⅡから電力逼迫時のデマンド対応要請がありますか。	SⅡからの対応要請は現状予定していません。電力会社との電力需給契約をお持ちの方は電力会社と連携し、電力消費抑制の協力要請があった場合、可能な限り応じてください。
80	Ⅲエネマネ	デマンド対応要請	DRポテンシャルとは何ですか？	電力需給が逼迫する可能性がある下記の平日日中(13:00～16:00)に各機器の制御等により、削減することができる電力のことです。ご自身のDRポテンシャルがどの程度あるかはエネマネ事業者にお問い合わせください。
81	Ⅲエネマネ	システム開発	エネマネ事業者に対して、クラウドシステムなどの必要なシステム開発は補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
82	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	EMSの法定耐用年数は、何年ですか。	EMSの法定耐用年数は、管轄の税務署にお問い合わせの上、各事業者が自身で決定してください。
83	Ⅲエネマネ	成果報告	エネマネ事業者を活用する場合、実績報告・成果報告時に必要となるデータはどのようなものですか。	事業所全体の月次エネルギー使用量実績値に加えて、各区分ごとの効果量(区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの効果の切り分けが必要)を報告していただきます。区分Ⅲの省エネルギー量については、EMSの制御記録等を基に算出してください。
84	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	事業完了後で、注意する点はありますか。	区分Ⅰから区分Ⅲで導入した設備のうち、最長の法定耐用年数の間は、導入設備とともに、EMSもその機能を維持し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用する必要があります。(EMSの法定耐用年数を経過した場合でも、省エネ効果の継続のため、EMSとともに導入した設備の法定耐用年数の間、機器を修繕・更新等して、機能を維持する必要があります。)また、法定耐用年数経過前に補助対象設備を処分した場合、補助金返還が発生することがあります。
85	Ⅲエネマネ	法定耐用年数	エネルギー管理支援サービス契約の終了後で、注意する点はありますか。	エネルギー管理支援サービス契約の終了後も、法定耐用年数の間は継続利用する必要があります。EMSを継続利用しない場合は、補助金の返還となる可能性があります。

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答》

各々の質問と回答は、以下区分に係る内容です。

I 省エネ	省エネ設備・システム導入支援	Ⅲエネマネ	エネマネ事業者を活用する場合
Ⅱピーク対策	電気需要平準化対策設備・システム導入支援	共通	区分Ⅰ～Ⅲに共通する質問

《工場間一体省エネルギー事業》

NO	区分	質問	回答 ※()内は公募要領の該当ページ
86	共通	工場間一体省エネルギー事業について教えてください。	平成27年度より、複数の既設の工場間において、生産ラインの統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生産品等の相互融通により、一体となって省エネルギーを行う事業のことを、「工場間一体省エネルギー事業」として補助対象に追加しました。 この事業では、複数工場を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較して、申請の要件を満たすかどうかを判別します。 なお、同一事業者間の場合、自己託送を行う省エネルギー事業も対象となります。
87	共通	生産ラインの統合とは何ですか。	生産物が発生する一連の設備を統合する省エネルギー事業を指します。
88	共通	ユーティリティの共有とは何ですか。	電気・熱等を供給する設備を統合する省エネルギー事業を指します。
89	共通	複数事業者間で、工場間一体省エネルギー事業を行うことはできますか。	複数事業者間でも、申請することができます。 複数事業者間の場合、原則、隣接する工場間のみが対象です。ただし、隣接していない工場間であっても、従前から配管、コンベア、送電線により直接エネルギーや生産品等の融通を行っている場合や、異なる事業者の複数工場が操業している一定の区画内に、新たに一体的にエネルギー管理を行うサービスを提供する場合など、隣接しているのと同等とみなせる場合は対象とすることができます。